

平成24年1月18日

於・総務省10階1002会議室

第974回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 議決事項	
会長及び会長代理の選出について	2
3. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
（1）日本放送協会の放送法第20条第2項第2号の業務の基準の変更について（諮問第1号）	4
（2）横浜エフエム放送株式会社の超短波放送を行う基幹放送局の電気通信設備の変更について（諮問第2号）	17
4. 閉 会	20

開 会

○原田幹事 では、ただいまから審議会を開催させていただきます。本当にこんな状況になりまして、ご迷惑をかけることが多いかと思えますけれども、よろしくをお願いします。

昨年の臨時国会のほうで、電波監理審議会の委員、原島会長と松崎委員の任期満了に伴います人事案件につきまして、候補者を提示してはいたけれども、採決が見送られたということで、本日のように、委員5名中2名が欠員というような状況になっております。このため、会長が不在となっておりますので、議題の初めに会長を互選により選任していただきたいと存じます。それまでの間は、事務局のほう、私のほうで議事を進行させていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

人事につきましては、今月24日から開催予定の通常国会のほうに、改めて人事案件を提示する予定になっておりますのでよろしくをお願いします。

では、最初に、お手元にございます本日の議題について説明させていただきます。

こちらのほうにありますように、まず初めに、会長及び会長代理の選出をさせていただきますと思います。それと続きまして諮問事項ですけれども、本日の審議事項につきましては、情報流通行政局のほうから2件の諮問が予定されています。1件はNHKの業務の基準、それとあと、横浜エフエム局の設置場所の変更に伴います電気通信設備の変更ということの2件が諮問されております。今回の諮問につきましては、省側はいずれも本日の答申を希望しております。

本日は以上となっておりますけれども、何かご質問等ありますでしょうか。

よろしいですか。

議決事項

○原田幹事 それでは、会長及び会長代理の選任をお願いしたいと存じます。会長の選任につきましては、電波法99条の2の2第2項におきまして「委員の互選により選任する」と規定されております。それとまた、会長代理につきましては、同条第4項におきまして「あらかじめ、委員のうちから、会長に事故ある場合に会長の職務の代行する者を定めておく」となっておりますので、まずは、会長を選任させていただきたいと思えます。

まず、会長の候補者のご推薦をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

○山本委員 今、会長代理をされている前田委員が適任であると考えますので、前田委員を推薦いたします。

○原田幹事 ありがとうございます。ただいま、山本委員のほうから、前田委員を会長にご推薦いただきましたけれども、皆様いかがでしょうか。

○山田委員 ぜひお願いしたいと思えます。

○原田幹事 では、前田委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○前田代理 はい、承知いたしました。

○原田幹事 それでは会長は、前田委員をお願いしたいと思えます。

会長が選任されましたので、ただいまから前田会長に議事の進行をお願いしたいと思います。それでは、前田会長、会長席にお移り願います。よろしくお願ひします。

○前田会長 それでは始めさせていただきますが、最初にあいさつをさせていただきます。ただいま会長に選任いただきました前田でございます。大変こう

いったことは不慣れでございますし、また、現在はお2人の方が欠員という異常な事態でもあって、各委員には大変な状況にあるなというふうに思いますが、皆様のご協力をいただきながら、精いっぱい努力して、職責を全うしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお導きのほどお願いします。では、座らせていただきます。

それでは、先ほどにもありましたように、会長代理の選任ということになりますが、会長代理の選任につきましては、電波法第99条2の2第4項におきまして「あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない」と規定されております。私といたしましては、会長代理は山田委員にお願いをできればと思いますが、いかがでしょうか。

○山本委員 異議ありません。

○前田会長 ご異議がないようでございますが、山田委員はよろしゅうございますでしょうか。

○山田委員 会長に事故ある場合は、もう、この委員会を開けないということですが、務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

○前田会長 よろしく願いいたします。

それでは、諮問案件の審議に入ります。

情報流通行政局の職員に入室するように、ご連絡をお願いします。

(情報流通行政局職員入室)

○前田会長 それでは、諮問案件の審議に入ります前に、一言ごあいさつをさせていただきます。先ほど、電波監理審議会委員の互選によりまして電波監理審議会会長に就任をいたしました前田でございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。それでは、座らせていただきます。

山田委員、ごあいさつをお願いします。

○山田代理 ただいま、会長代理に選任されました山田でございます。よろしくお願いいたします。

諮問事項（情報流通行政局関係）

（１）日本放送協会の放送法第２０条第２項第２号の業務の基準の変更について（諮問第１号）

○前田会長 それでは、審議に入ります。

諮問第１号「日本放送協会の放送法第２０条第２項第２号の業務の基準の変更について」につきまして、佐々木放送政策課長から説明をお願いいたします。

○佐々木放送政策課長 それでは、お手元の諮問第１号説明資料に基づきましてご説明を申し上げたいと思います。

日本放送協会の放送法第２０条第２項第２号の業務の基準の変更についてということでございますが、まず経緯等につきましてご説明させていただきます。

本件に関しましては、平成１９年の放送法改正によりまして、NHKが番組アーカイブをインターネット等を通じて提供するため、協会の業務に関する規定に新たな業務を追加したということございまして、その際に、あわせまして、この業務の提供に当たって業務の基準を定め、総務大臣の認可を受けることが必要とされておるものでございます。

この実施基準の内容でございますけれども、「NHKオンデマンド」の開始に向けて、平成２０年の１１月に総務大臣の認可を受けたところでございますけれども、その基準の中で施行後３年後を目途に見直しを行うということが規定されておりまして、NHKは昨年１０月２７日にこの基準変更の認可を申請してきたというものでございます。

総務省といたしましては、前回の平成20年11月の認可の際の審査の考え方を、改めてそれにのっとる形で今回の申請に対する審査を行いまして、その結果につきまして、昨年11月26日から12月26日まで31日間パブリックコメントを行ったところでございます。

その結果を踏まえまして、再度検討を行い、申請のとおり変更をすることが適当であると判断いたしまして、本日の電波監理審議会に諮問させていただいております。

まずは、申請の概要でございますが、別紙の1に、この基準の新旧対照表を用意させていただいております。これを適宜ご参照いただきながらご説明をさせていただければと思います。

申請の中身といたしまして大きく申しますと、大体5点ぐらいでございます。

1点目が、提供機関に係る変更ということでございます。

これは、別紙1で申しますと、2ページ目でございますけれども、このインターネットを通じた提供というものにつきましては、専ら受信料を財源として行っておるものと、そうではなく、別に有料の形態で番組アーカイブ業務として提供されているものがあるわけでございますけれども、このうちの専ら受信料を財源として行うものにつきまして、その提供期間といたしまして放送終了後1カ月程度ということが原則となっておりますところでございます。

その例外といたしまして、これまで我が国の過去の優れた文化の保存に寄与するものなどがあったわけでございますが、先般の東日本大震災等を踏まえまして、防災に役立つものというものを追加していくというものでございます。

それから、その次の提供期間に関するものにつきましては、別紙1の3ページ目のほうになってまいりますけれども、番組アーカイブ業務として有料で提供するもののほうでございますが、このサービスといたしまして大きく分けまして、見逃し番組サービスと特選ライブラリー番組サービスの2種類がござい

ます。このうちの見逃し番組サービスにつきましては放送終了後1週間程度、インターネット等を通じて視聴可能なサービスでございますけれども、これを放送終了後1～3週間程度に延長を行うというものでございます。

それから2点目といたしまして、提供態様に係る変更ということでございますが、これは3ページ目の下のあたりからでございますけれども、協会のホームページからの提供に加えまして、ケーブルテレビなどを経由したNHKオンデマンドの利用を促進するため、ケーブルテレビ事業者を統括する事業者等とも、円滑に契約等の対応を行うということでございまして、従来は直接利用者と契約する形態と、それとプラットフォーム事業者を経由して契約するような形があったわけでございますが、その際もケーブルテレビ事業者の場合ですと、直接の相手方がケーブルテレビ事業者であったわけでございますが、そのケーブルテレビを統括するような、いわゆるMSOと呼ばれるような事業者、そことも直接契約ができるようにしていくと、提供をできるようにしていくという内容でございます。

それから3点目でございますが、提供端末に係る変更ということでございまして、これは資料の4ページ目の下の5のところに記載をさせていただいております。

従来でございますと、パーソナルコンピューターあるいはテレビジョン受信機及びセットトップボックスといったような形で限定的に記載されていたところでございますが、昨今のスマートフォンとかあるいはタブレット端末等、端末の多様化等を踏まえまして、ここにつきましては、電子機器という形で一般化した形の書きぶりに改めておるものでございます。

それから4点目でございますけれども、利用料金に係る変更ということでございまして、まずは7ページ目を御覧いただければと思います。利用料金につきましては、従来、考え方といたしまして、利用料金については中心料金とい

うものを、まずは設定してまいりまして、それを基本といたしまして、個別の商品、サービスの値段を決めていくといったようなやり方で行っていました。その際に、パック料金で提供する場合につきまして、一定の割引率がかけられるということまでは許容されていたわけですが、それが上限30%ということとされていたわけですが、それにつきまして、もう少し柔軟に提供できるようにするといった内容でございます。

それから別紙1の8ページ目でございますけれども、これの10番のところの利用促進目的の料金の特例というところが今回新しく追加されておりますが、その中で、一時的な利用料金の減額、無料等の措置が記載されておりますけれども、これは販売促進に資するためのキャンペーンを行うことができるようにするという内容のものでございます。

それから5点目が、事業計画の策定ということでございまして、こちらは別紙1の10ページ目でございますけれども、番組アーカイブ業務全体といたしまして、収支相償となるような事業計画を策定するということを、今回の変更の中で明らかにしたという内容でございます。

その他、プラットフォームの規定ぶりを変更したこと等に伴いまして、何点か技術的な修正が行われておるものでございます。

この申請に対しまして、総務省といたしましては、別紙2の審査の考え方に基きまして審査を行いまして、その結果が別紙の3でございます。審査の考え方につきましては、先ほど申し上げましたとおり平成20年の認可の考え方をそのまま、今回についても適用しておるところでございます。

具体的な審査の結果でございますが、別紙3に基づいてご説明をさせていただければと思います。

まず一番最初の、既放送番組等の提供期間に係る変更でございます。専ら受信料を財源として提供するサービスといたしまして、防災に役立つものを追加

している点でございますけれども、本件につきましては公共放送の果たすべき役割との関係でも妥当であるということ、それから先ほどの審査の考え方との関係で申しまして、この3の無料業務の範囲におきます規模や態様の明確性にも影響を及ぼさないというように考えられることから、適当と認められるということでございます。

また、その下のところでございますけれども、サービスの種類というところでございますけれども、これに関しましては、見逃し番組サービスの配信期間の延長でございますけれども、これは考え方との関係で申しますと、1番目の提供するサービスの内容が正確かつ明確に定められていることを損なうものではないということ、それから民間競争事業者との公正競争の確保との関係でも特段問題がないということでございます。民間の事業者でも大体30日程度、この見逃しサービスのサービスが行われているような場合、視聴可能といったような事例がございますので、それとの関係において、特段問題がないだろうということから適当と認められるということとしております。

それから、2ページ目、プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応ということでございますが、これにつきましては、まずはケーブルテレビ事業者等のプラットフォーム事業者を介した提供形態についての取扱いということにつきまして、契約を直接MSOとするということにつきましては、実質的な変更をもたらすものではないというように考えられますので、これについても適当であるというように考えられるところでございます。

また、プラットフォーム事業者の定義の変更でございますけれども、これにつきまして、この考え方の1番目の利用者利益の確保でございますとか、プラットフォーム事業者との適正な関係の確保との関係におきまして、特段の問題はないというように認められるものでございます。

それから、提供端末に係る変更でございますけれども、これにつきまして、

考え方の1番の②でございます、サービスを利用するために必要な設備等の満たすべき要件が、適正かつ明確に定められていることというものを損なうものではないということから、適当と認められるということでございます。

それから、利用料金についてでございますが、これは一定の弾力化を図れるようにするというものでございます。まず中心料金ということにつきましては、これはサービスを開始する段階においてどのような料金水準が適正であるのかということ、初期の段階で設定するために置いたものでございまして、現在既に他の事業者等が運用しているサービスの料金との関係でございまして、あるいは収支相償でございまして、そういったような考え方の中で、妥当な料金が設定されてきているような状況になっておるわけでございます。

したがって、この中心料金の考え方そのものにつきましては、その役割を終えたというように考えられるわけでございます。ただ、この利用料金の収入が最大になること、あるいは他の事業者の料金水準より不当に低くならないこと、あるいは事業収支の相償といったような、こういった要素につきましては、変更後の料金表の作成に当たっても適用される要件として維持されるというものでございます。

その中での柔軟化ということでございますので、この、先ほどの別紙2の考え方との関係におきましても、利用料金の額の算出方法の考え方が適正かつ明確に定められていること、あるいは民間事業者との公正競争確保について、利用料金について民間競争事業者との間に、不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものであること、あるいは番組アーカイブ業務を行うに当たって、営利を目的とするものでないことというものを損なうものではないというように考えておるところでございます。

4ページ目でございますが、この柔軟化に伴いまして、従来であれば30%の割引上限を、もう少し幅を持って考えられるようにするというものでござい

ますが、これにつきましても、先ほど申しました3要素が引き続き維持されるということになってまいりますので、この別紙2の考え方の項目との関係で、適当と認められるものでございます。

ただし書きのほうで書かせていただいておりますが、協会におきましても、この運用に当たりましては、外部事業者から寄せられた意見、苦情等については外部委員を含む審査委員会において、同業務の適正性の確保の観点から検討を行い、必要な措置を講じるといったことが記載されておまして、こういったことを通じて、最終的に適切な対応が行われるということが求められておるところでございます。

⑤のところの利用促進目的の料金の特例の既定の新設でございます。これにつきましても、先ほど料金のところでご説明させていただきました3要素が維持されるということでございますので、サービスの提供に関し、特定の者に対し不当な差別的取り扱いをするものではない。それから、利用料金について民間競合事業者との間で、不当な競争を引き起こさないものとなるよう設定するものであることということとの関係においても、適当であるというように考えられるものでございます。

それから、⑥区分経理に係る変更でございます。この番組アーカイブ業務につきましても受信料とは若干異なりまして、特定の者を対象にするということで、当初、開始されていたという経緯がございますので、その関係で区分経理を行うということとなっていたところでございます。

この区分経理の中での費用配賦の仕方が、従来でございますと、見逃し番組サービスから、さらに2次利用、3次利用という形でサービスが展開されていくということが想定されておりましたので、この見逃し番組サービスのほうにすべて、2次利用、3次利用がないことを前提として費用がかかってきたわけでございますけれども、ここからさらに、2次利用、3次利用が出てい

く場合においては、そちらのほうで本来負担すべき費用についてはそちらのほうに配賦するということとするものでございます。これは会計処理の適正性を維持するための変更であるということから適当と認められるものでございます。

それから、最後⑦、番組アーカイブ業務の事業計画の策定ということでございますが、これはここにおきまして、単年度または複数年度計画において収支相償する事業計画を策定するということとされておりまして、このような計画を策定することを明確化するという点については、透明性を確保するという観点から適当と認められるということでございます。

以上のおおりの審査内容でございますので、申請のおおりに認可することが適当ということで、認められるということで判断しておるところでございます。

それから、別紙4でございますけれども、こちらで意見募集に提出された意見と、それに対する総務省の考え方ということで整理をさせていただいております。

意見といたしましては4件ほど出てきております。

1件目、個人の方から出されてきました意見につきましては、料金の考え方について、受信料とは別の形で徴収するのは望ましくありませんとか、あるいは一定の割引とか、あるいはローカル番組についての配信もお願いしたいといったような内容のものでございます。

これにつきまして、総務省の考え方といたしましては、まず①の部分については特定の者に対するサービスであって、現状において、その費用は受信料ではなく受益者負担により賄われることが適当であると考えていますということと、この料金につきましては、今回の変更においても収支が相償することを基本としているということでございまして、利益優先というものではないということでございます。

それから②につきましては、NHKオンデマンドで提供される既放送番組の

数は増加しているということが、まずございます。その対象については、NHKにおいて視聴者のニーズ、権利処理の状況等、そういったものを勘案した上で判断、決定されるものと認識しておりますということでございます。

2点目が、日本新聞協会から出されてきた意見でございますが、ご意見といたしましては、実際の経費の内訳を積極的に公表すべきであるというものでございます。

それにつきましては、既にNHKのほうで、無料で提供しているサービスにつきましてはホームページ、ここの下のほうに記載しておりますけれども、こういったような形で公開を行っているということでございます。あと、有料で提供しております番組アーカイブ業務勘定につきましては、各年度の業務報告書の中で収支の内訳等を記載して公開しているという状況になっておるところでございます。

総務省といたしましては、現時点で、この無料業務に係る認可条件として求められている情報開示は行われているというように認識しているところでございます。

それから3ページ目でございますが、TBSテレビから提出された意見でございますけれども、料金決定の自由度が増すことによって、民間との競争が過度な競争原理を恒久的に持ち込まないように留意すべきであるということでございますが、これにつきましては、先ほどの料金のところの考え方の中で、他事業者の料金水準より不当に低くならない、あるいは事業の収支相償、こういった要素が引き続き維持されているということ、それから外部事業者からの意見について取り扱う審査委員会が適切に運営されるといったようなことで、この適正性については確保されているものと考えております。

それから4つ目が、日本テレビから提出された意見でございますが、こちらの意見といたしましては、収支状況が現在、赤字であるという状況を踏まえま

して、25年度に収支均衡を図る必要があると。遅くとも次のNHKの経営計画の期間、29年度末までに累損の解消実現を条件として求めたいというようなご意見をいただいております。

これにつきましては、昨年10月に策定されました、NHKの3か年の経営計画におきましても、このNHKオンデマンドの魅力を高めて利用者を拡大し、平成25年度に単年度黒字化を目指すということとされているということでございます。また、この繰越欠損金の解消時期につきまして、いろいろな考え方があるところかと思っておりますけれども、2年後を目途に必要な応じて見直しをするという中で、NHKにおいて適切に検討されるものと考えております。

また、経営委員会の監視ということについてでございますけれども、これは先ほどの経営計画でございますとか、今回のこの基準変更の認可申請、あるいは、各年度の収支予算、事業計画、資金計画等につきまして、経営委員会の議決事項でございますので、経営委員会としても管理、監督を適切に行っておるものと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

どうでしょうか。では、私のほうから1ついいでしょうか。

今、ご説明のあった認可を審査するときの考え方で、そもそもサービスを拡大していく、そういう国民の要望にこたえるという、その部分はどこを見ても、おそらく明らかな状態かなと思うんですね。その一方で、特殊法人だからといって、反対された意見にもいろいろあるように、一般事業者と同種のサービスについて不当な競争条件になっていないとか、そちら側のチェック項目があると思います。まず最初に、番組アーカイブと呼んでいる、有料でやってい

るものと無償でやっているものがあり、無償でやっているものは40億円以内とあって、今、最後の資料の右下のほうに、コストの表が出ていましたけれども、これは無償部分だけの話なんですか、それとも有料の話ですか。

○佐々木放送政策課長 この表につきましては、無償のものについてホームページに出ておりますので、それをこちらのほうでは載せさせていただいております。

○前田会長 なるほど。有償のところについては、番組アーカイブ勘定という、そちら側で、これまた公表されているわけですね。

○佐々木放送政策課長 はい、業務報告書のほうで、番組アーカイブ業務勘定の内訳について掲載されておりますので、これも公表されております。

○前田会長 なるほど。その両方の、ほとんど同じ業務をコスト配賦をしていると思うんですけれども、そのコスト配賦基準というのは明確に定まっているんですか。

○佐々木放送政策課長 それにつきましては、それぞれ必要なコストについての配賦の仕方というものについて定まっているところでございます。ただ、ちょっと詳細は今、手元にはございませんが。

○前田会長 いずれにしても件数であるとか、見られた件数とか時間とかわかりませんが、何らかの数値的なバックグラウンドがあって、それでコストを配賦する、一般的にはそうかなと思うんですけれども、そういうことですかね。

○佐々木放送政策課長 はい。

○前田会長 それから、不当な競争条件になっていないとか、安くなっていないということかなと思うんですけれども、料金レベルは不当に安いというような状況にはないと、それは言明できるわけですね。

○佐々木放送政策課長 はい。例えば、民放事業者も同じような形でビデオオ

ンデマンドサービスを提供しておりますけれども、それと比較いたしましても、それほど変わらないような料金で、例えば、NHKオンデマンドの場合ですと、大体、1本1本の番組ごとですと105円から315円ぐらいの値づけが行われておるところでございますけれども、民放事業者などでも、大体安いもので105円ぐらいから、ちょっと非常に高いものは1,000円ぐらいのものまであるんですけれども、そういう意味で、不当というようなことではなくて、大体水準としては合っているのかなというように考えております。

○前田会長 それから、収支についてパブコメでも指摘しているのがありますが、収支については単年度黒字を目指す年度が確定しているから、それ以降、何年で累積で黒字にするというのは経営委員会の判断のうちであると、そういうことですかね。

○佐々木放送政策課長 はい。経営計画の中で、先ほどご説明させていただきましたとおり、25年度黒字というのを目指して進めていくということになっておりますので、ぜひそれを達成できるようにNHKとして取り組んでいただきたいと思いますというように考えておるところでございます。

○前田会長 年々利用件数が増えているはずだと思うので、そういう意味では赤字のレベルは下がっているということなんですね。

○佐々木放送政策課長 ええ、それはもちろんそうでございます。やはり、どうしても認知度とか、そういったものが徐々に増えてきているような状況でございますので、費用のほうはある意味、固定費的にあまり変わらない。もちろんお客さんが増えれば、その分サーバを増設したりということで増える部分はあるんですけれども、固定費的にどうしてもかかってしまう部分が多いので、収入をいかに増やしていくかというところがポイントになるだろうというように考えております。この収益につきまして、サービス開始当初、非常に低かったわけでございますけれども、年々伸びてきておりまして、大体ペースでいき

ますと倍々ぐらゐの感じでは伸びてはきております。

○前田会長 現在の計画、これは別に、特に認可事項ではないかもしれませんが、平成25年でしたか、そこは黒字を達成できそうな計画になっているということなんですね。

○佐々木放送政策課長 なかなか厳しいかもしれませんが、ぜひそこはそういうような形で……。

○前田会長 計画を立てた側の責任として、きちんとやってもらいたいという、そういうことですね。

○佐々木放送政策課長 はい。

○前田会長 はい、わかりました。

ほかにはありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それではないようでございますので、諮問第1号につきましては、諮問のとおりに認可することが適当である旨、その答申を行うこととしてはいかがと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○前田会長 よろしければ、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続によって、事務局から総務大臣あて提出していただきたいと思ひます。

(2) 横浜エフエム放送株式会社の超短波放送を行う基幹放送局の電気通信設備の変更について（諮問第2号）

○前田会長 では、次に諮問第2号「横浜エフエム放送株式会社の超短波放送を行う基幹放送局の電気通信設備の変更について」につきまして、田中放送技術課長から説明をお願いいたします。

○田中放送技術課長 よろしく申し上げます。

諮問第2号説明資料という横書きの資料でご説明をさせていただきたいと思っております。

そもそも、昨年10月に基幹放送局の電気通信設備の変更について、電監審の諮問の条件として、諮問を要しない軽微な事項と諮問を要する事項とに分けて決定されたところをごさいます。諮問を要する事項として残されたものは、基幹放送局の電気通信設備の構成に変更が起こった場合というふうに整理されております。今回は、それに基づきまして、初めて諮問させていただくということになるのが、今回の案件でございます。

1 ページ目でございますが、今回、電気通信設備の構成の変更に至った経緯、発端というものについて、まず最初に、移転理由と変更前後の諸元というところで説明させていただきます。この部分につきましては、電波法に基づく変更の部分でございます、これは今回の諮問に係る部分とは別のことになります。

もともとのこの理由は、横浜エフエムというのは今、円海山という三浦半島のつけ根のところに親局装置を持っておりまして、そこから電波を発射していた。ただそれによって、川崎市及び神奈川県南東部における受信環境がよくなかったということで、場所を大山というところに移転をしまして、高いところから全体を照らしていくというような電波法上の変更の申請もございませ

た。

これにつきましては、放送区域の適正性及び他の地域への混信という観点では問題がないということは確認がとれてございます。電力としても5キロワットというのは変わっておりませんが、空中線高が変わったということと、送信場所が、当然ながらそれによって変わっているということの変更でございます。

今回、これに伴いまして諮問としましては、下のところですが、電気通信設備の構成が変更をされたということでございます。これは放送法に基づくところでの変更申請ということですが、変更前と変更後につきましては、先ほど申しましたように、送信所を現用系の大山送信所にしまして、中継回線につきましては、無線が2ルート、有線が2ルートあったわけですが、大山の現用について無線2ルートを充て、予備系の円海山の送信所に有線2系統を分けたというような構成の変更になってございます。

次、2ページ目、電気通信設備の変更項目ということでございますが、安全・信頼性の審査項目として今回変わってくるのは、予備機器の考え方と予備電源の考え方というのが変更の主たる内容でございます。この黄色のところにつきまして、3ページ目にご説明させていただきます。

3ページ目をお開きください。まず、放送局の送信設備、これは親局そのものの安全・信頼性の措置ということですが、予備機器につきましては変更前は円海山だけで、ここに書いてあるような送信設備を並列合成方式とするとか、送信所における音声信号の入力部分に予備機器を接続して放送を継続する措置というのがありましたが、変更後、大山に移ったことによりまして、これらに加えて、本送信所を大山に移設し、予備送信所を円海山に設置するというような、そもそもそこで予備を持ちつつ、かつ場所的にも予備を持つという構成になっております。

また、停電対策につきましては、変更前は非常電源は30kVAのディーゼ

ル発電機を設置していたわけですが、台風等の停電が予想されるときには、このディーゼルエンジンを事前に回して、停波することなく運用してきたものですけれども、変更後につきましてはこの規模を50kVAに拡大するとともに、20kVAの蓄電池を設置すると。この20kVAの蓄電池というのは、予期しない停電のときでも瞬断しないで、発電機が回るまで、この蓄電池で、その間をなんとかやり過ごして、ちゃんと発動機が、ディーゼルが回ったときに、安定運用のときにそちらに切りかえていくということで、より安全基準が高まっているという形で変更をさせていただきます。

これに伴いまして、横浜エフエムの演奏所から親局まで行く中継回線の設備につきましても、これまでは無線では現用・予備構成、中継とあと有線でも光で2重構成をしていたというような形であったんですけれども、この2つの構成を半分に割りまして、片や大山には無線で現用・予備を持った予備構成での回線設定、それから、円海山には有線回線をそのまま残置させるというような構成にさせていただきます。

停電対策につきましては、先ほどの説明を同じというようなことでございます。電気通信設備の構成変更はより安全・信頼性の向上するものとして措置されていると考えまして、放送法第112条の規定に適合しているという変更であるということで、許可したいと考えているのでご審議いただきたいと思っています。

以上です。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの案件につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

全体としては、安全性や安定性はずっと増したことは間違いのないと思いますので、特に問題はないのではないかと思います。

いかがでしょうか。

それでは、諮問第2号につきまして、諮問のとおり認可することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがとは思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○前田会長 それでは、よろしければ、そのように決することといたします。答申書につきましては所定の手続により、事務局から総務大臣あて提出していただきたいと存じます。

閉 会

○前田会長 以上で、本日の電波監理審議会を終了いたします。

次回の開催は、平成24年2月10日金曜日10時からということで予定しておりますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)